

横手市移住支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 横手市（以下「市」という。）は、秋田県総合計画及び横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、秋田県（以下「県」という。）と共同して行う第2期秋田県移住・就業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市に移住した者が、移住支援金の対象者要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領（以下、「県実施要領」という。）、横手市補助金等交付要綱、法令等の定めるところによるほか、この要領に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。なお、世帯のうち18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合にあつては、18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 申請時において、次の（1）の要件を満たし、かつ、（2）から（5）までのいずれかの要件を満たし、世帯の申請をする場合にあつては（6）の要件を満たす申請者を対象とする。

（1）移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者とし

ての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

- ②住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。
- ③ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 国から県に対する移住・就業支援事業に係る地域未来交付金の交付決定がされた後であって、県において移住支援金交付事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、本市に転入したこと。
- ②移住支援金の申請時において、市に転入後1年以内であること。
- ③市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ②日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、県及び市が認める場合を除く。
- ④その他県又は市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (エ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (オ) 当該法人等に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (キ) 当該就業に当たって、国の他の補助金の交付を受けていないこと。

2) 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領第7の1に示す対象法人に就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

市や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、別紙に掲げる要件に該当すること。

(5) 起業に関する要件

1年以内に県が実施する起業支援事業（地域課題解決枠）に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、国から県に対する移住・就業支援事業に係る地域未来交付金の交付決定がされた後であって、県において移住支援金交付事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、本市に転入したこと。

(エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

(オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係性を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、申請書（様式1）及び本人確認書類に加え、第3条（1）の要件を満たし、かつ、（2）から（5）までのいずれかの要件を満たし、世帯の申請をする場合にあっては（6）の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

なお、申請書の提出により実績報告書の提出を兼ねるものとする（移住実績、就業実績等の要件の確認により実績確認とする取り扱い）。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式3）により、当該申請者に通知する。

審査の結果支援金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

（支援金の交付）

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

（交付決定通知書の再交付）

第7条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、交付決定通知書再交付願（様式4。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第8条 市長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、速やかに交付決定通知書〔再交付〕（様式5）により、申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第9条 県及び市は、第2期秋田県移住・就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、第2期秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（就業状況等の異動届出）

第10条 移住支援金の交付決定を受けた者は、交付決定を受けた日から5年間に於いてその住所、就業先について異動があった場合は、様式6により市に届出をしなければならない。

（返還請求）

第11条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市が認めた場合はこの限りではない。

また、移住支援金受給者が県内で転出入した場合については、県及び市の判断により、次の（1）（イ）の要件に該当する場合については、支給額の4分の3について、（2）の要件に該当する場合については支給額の半額の4分の

3について返還を求めない場合がある。ただし、支給額の4分の3又は支給額の半額の4分の3について返還を求めない場合、(3)に基づき債権の管理及び回収を行う。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に市から転出した場合

(ウ) 就職の場合(第3条(2)に該当)において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に市から転出した場合

(3) 債権の管理及び回収方法

(ア) 移住支援金受給者が市から県内の別の市町村へ転出する場合には、市は移住支援金受給者に関する情報について、速やかに転出先市町村及び県に共有する。

(イ) 移住支援金受給者が市から県内の別の市町村へ転出する場合においても引き続き債権の管理を行い、その移住支援金受給者が県内で複数回の移動の後に最終的に県外に転出したした場合は、市が債権回収を行う。

(ウ) 他の市町村で移住支援金を支給された者が市に転入した場合は、市は移住支援金受給者である旨を適切に管理する。また、市からさらに県内の他市町村へ転出する場合には、市は移住支援金支給市町村及び県に情報共有する。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、県と市が協議して定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月13日から施行し、この要領の施行後に市に転入した移住者について適用する。ただし、第3条(4)の規定は、令和3年度地方創生推進交付金(移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業)実施計画の

認定日以降に市に転入した移住者について適用する。

附 則

この要領は、令和３年６月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行し、この要領施行前に市に転入した移住者については、従前の例による。

附 則

この要領は、令和５年８月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年６月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。